

## 4 税金の控除・減免

### 所得税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合、所得額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除 …………… 27万円

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳3～6級
- ・ 療育手帳B
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2～3級

② 特別障害者控除 …………… 40万円

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳1～2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級

③ 同居特別障害者控除 …………… 75万円

※居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合

お問い合わせは大牟田税務署へ TEL 52-3245

### 住民税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合、所得額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除 …………… 26万円

② 特別障害者控除 …………… 30万円

③ 同居特別障害者控除 …………… 53万円

※対象者は所得税と同じ

お問い合わせ・申請は税務課へ TEL 41-2608 FAX 41-2552

## 贈与税

特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）まで税金はかかりません。

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

## 相続税

障害者が相続により財産を取得した場合、その人の年齢に応じた一定の金額が相続税額より控除されます。

- ① 障害者控除 … その人が85歳になるまでの年数×10万円
- ② 特別障害者控除 … その人が85歳になるまでの年数×20万円

※ 対象者は所得税と同じ

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

## 個人事業税

重度の視覚障害者（両眼の矯正視力の和が0.06以下）があんま、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合、事業税が非課税になります。

お問合せ・申請は福岡県久留米県税事務所へ TEL 0942-30-1014

## マル優制度

銀行等の預貯金の利子等が一定限度額内で非課税となるものです。

### ◆ 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者または、障害年金等の受給者

詳しくは、各金融機関にお問合せください。

## 軽自動車税・自動車税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定の障害・等級に該当し一定の要件を満たしている場合、軽自動車税、自動車税の減免が受けられます。ただし、本人又は同一生計者が所有している車に限ります。

- ・減免を受けることができるのは、対象となる方1人につき軽自動車又は普通自動車どちらか1台です。
- ・自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外になります。
- ・同一生計者が所有する場合又は同一生計者・常時介護者が運転する場合は、障害者本人の通院・通学等のために使用することが条件となります。
- ・常時介護者（福祉事務所長から常時介護者の認定を受ける必要があります）が運転する場合については、下記までお問合せください。

### 軽自動車税

#### ◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

#### ◆ 受付期間

軽自動車税の納税通知書が届いてから、納期限まで

#### ◆ 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ② 当該年度の軽自動車税納税通知書
- ③ 自動車検査証（車検証） ※ コピー可  
電子車検証の場合、自動車検査記録事項証明書も必要です。
- ④ 運転者の運転免許証 ※ コピー可  
マイナ免許証のみを所有の場合は、下記へお問合せください。
- ⑤ 納税義務者のマイナンバーが確認できる書類
- ⑥ 来庁者の身分証明書（運転免許証等）※代理人による申請の場合

軽自動車税についてのお問合せ・申請は

市役所税務課へ TEL 41-2471 FAX 41-2552

### 自動車税

#### ◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

自動車税についてのお問合せ・申請は

福岡県大牟田県税事務所へ TEL 41-5122

FAX 52-1015

福岡県久留米県税事務所へ TEL 0942-30-1026

FAX 0942-33-6139

《減免基準表》

障 害 名		所有者区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
			本人運転	同一生計者運転	本人運転	同一生計者運転
視覚障害	本人所有	2級の3～4及び3級の3～4※	1～3級・4級の1	特項～4項症	特項～4項症	
	同一生計者所有	1～3級・4級の1				
聴覚障害	本人所有	2級及び3級	2級及び3級	特項～4項症	特項～4項症	
	同一生計者所有					
平衡機能障害	本人所有	3級	3級	特項～4項症	特項～4項症	
	同一生計者所有					
音声、言語又はそしゃく機能障害	本人所有	3級	3級	特項～2項症	特項～2項症	
	同一生計者所有					
上肢不自由	本人所有	1級及び2級	1級及び2級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					
下肢不自由	本人所有	1～6級	1～4級	特項～6項症・1～3款症	特項～3項症	
	同一生計者所有	1～4級		特項～3項症		
体幹不自由	本人所有	1～3級・5級	1～3級	特項～6項症・1～3款症	特項～4項症	
	同一生計者所有	1～3級		特項～4項症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人所有	1～2級	1～2級		
		同一生計者所有				
	移動機能	本人所有	1～6級	1～4級		
		同一生計者所有	1～4級			
心臓機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					
じん臓機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					
呼吸器機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					
ぼうこう又は直腸の機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					
小腸機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人所有	1級～3級	1級～3級			
	同一生計者所有					
肝臓機能障害	本人所有	1級～3級	1級～3級	特項～3項症	特項～3項症	
	同一生計者所有					

※視覚障害の本人運転についての詳細はお問合せください。(H30.6.30以前判定分 2級の2及び3級の2) 下肢不自由の障害があり、他の部位にも障害がある方は、合算された等級を下肢不自由の等級として判断します。

知的障害	本人所有	療育手帳の障害の程度の記載欄に“A・A1～A3”又は“B1”と表示のある方又は児童相談所又は障がい者更生相談所において発行された“A1～A3”又は“B1”の判定書をお持ちの方
	同一生計者所有	

精神障害	本人所有	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の記載欄に“1級”と表示のある方
	同一生計者所有	